

議 事 日 程 第 5 号

令和元年6月28日（金）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第 7号 米沢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 議第 8号 米沢市市税条例等の一部改正について
- 日程第 3 議第 9号 米沢市手数料条例の一部改正について
- 日程第 4 議第10号 米沢市市民バスの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議第11号 米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議第12号 米沢市克雪プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議第13号 米沢市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議第14号 米沢市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議第15号 米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議第16号 米沢市市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議第17号 米沢市博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議第18号 米沢市座の文化伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議第19号 米沢市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議第20号 米沢市都市公園条例の一部改正について
- 日程第15 議第21号 米沢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議第22号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 請願第1号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第18 議第23号 米沢市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議第24号 米沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議第25号 米沢市すこやかセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議第26号 米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第22 議第27号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の

一部変更について

- 日程第 2 3 議第 2 8 号 米沢市新庁舎建設工事請負契約の一部変更について
- 日程第 2 4 議第 2 9 号 米沢市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議第 3 0 号 米沢市置賜広域観光案内センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議第 3 1 号 米沢市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議第 3 2 号 米沢市市営と畜場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議第 3 3 号 米沢市市営食肉市場条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議第 3 4 号 米沢市放牧場設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議第 3 5 号 米沢市青果物地方卸売市場条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議第 3 6 号 米沢市林業センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議第 3 7 号 米沢市木材工芸品等加工展示施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議第 3 8 号 米沢市採草地の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議第 3 9 号 米沢市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議第 4 0 号 米沢市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議第 4 1 号 米沢市水道給水条例の一部改正について
- 日程第 3 7 議第 4 2 号 米沢市公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 3 8 議第 4 3 号 米沢市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 日程第 3 9 議第 4 4 号 市道路線の認定について

(予算特別委員長報告)

- 日程第 4 0 議第 4 5 号 令和元年度米沢市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 4 1 議第 4 6 号 令和元年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 2 発議第 2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について
- 日程第 4 3 発議第 3 号 寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出について
- 日程第 4 4 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	小久保	広	信	議員	2番	影	澤	政	夫	議員		
3番	我	妻	徳	雄	議員	4番	太	田	克	典	議員	
5番	山	田	富	佐	子	議員	6番	佐	藤	弘	司	議員
7番	高	橋		壽	議員	8番	高	橋	英	夫	議員	
9番	山	村		明	議員	10番	堤		郁	雄	議員	
11番	関	谷	幸	子	議員	12番	遠	藤	正	人	議員	
13番	島	軒	純	一	議員	14番	工	藤	正	雄	議員	
15番	齋	藤	千	恵	子	議員	16番	成	澤	和	音	議員
17番	中	村	圭	介	議員	18番	鳥	海	隆	太	議員	
19番	古	山	悠	生	議員	20番	井	上	由	紀	雄	議員
21番	小	島		一	議員	22番	島	貫	宏	幸	議員	
23番	木	村	芳	浩	議員	24番	相	田	克	平	議員	

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市	長	中	川	勝	副	市	長	井	戸	將	悟						
総	務	部	長	後	藤	利	明	企	画	調	整	部	長	我	妻	秀	彰
市	民	環	境	部	長	堤	啓	一	健	康	福	祉	部	長	小	関	浩
産	業	部	長	菅	野	紀	生	建	設	部	長	杉	浦	隆	治		

上下水道部長	高野正雄	病院事業管理者	渡邊孝男
市立病院 事務局長	渡辺勅孝	総務課長	安部道夫
財政課長	遠藤直樹	総合政策課長	安部晃市
教育長	大河原真樹	教育管理部長	渡部洋己
教育指導部長	今崎浩規	選挙管理委員会 委員長	小林 栄
選挙管理委員会 事務局長	村岡 学	代表監査委員	森谷和博
監査委員 事務局長	我妻祐一	農業委員会会長	伊藤精司
農業委員会 事務局長	宍戸徹朗		

出席した事務局職員職氏名

事務局長	三原幸夫	事務局次長	細谷 晃
庶務係長	金子いく子	議事調査係長	渡部真也
主任	藤崎優一	主 事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○鳥海隆太議長 ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第5号により進めます。

.....

○鳥海隆太議長 ここで、去る6月11日、東京国際フォーラムにおいて開催されました全国市議会議長会第95回定期総会において表彰を受けられました方に、表彰状の伝達を行います。

事務局長がお名前をお呼びいたしますので、前にお進みください。

○三原幸夫事務局長 お名前をお呼びいたします。

正副議長在職4年以上表彰、13番島軒純一議員。

〔表彰状の伝達〕（拍手）

○鳥海隆太議長 ここで、僭越ではございますが、私から一言お祝いを申し上げます。

島軒純一議員におかれましては、本市議会議長として4年の長きにわたり、地方自治の振興発展に多大な功績を上げられ、このたび全国市議会議長会より表彰を受けられました。まことにおめでとうございます。

今後とも、市勢発展と市民福祉の向上のため御活躍賜りますようお願い申し上げ、お祝いの言葉といたします。

.....

日程第1 議第7号米沢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について外16件

○鳥海隆太議長 次に、日程第1、議第7号米沢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてから日程第17、請願第1号核兵器

禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書提出方請願までの議案16件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長16番成澤和音議員。

〔総務文教常任委員長16番成澤和音議員登壇〕

○16番（成澤和音議員） 御報告申し上げます。

去る6月10日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案16件、請願1件であります。

当委員会は、議会日程に従い、19日午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長並びに請願審査のため紹介議員及び参考人に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、審査に先立ち、議第15号米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに係る市長からの議案の訂正の申し出について、当局から説明がありました。

訂正の内容は、別表米沢市松川コミュニティセンターの項中、多目的ホールの冷暖房料の記載に誤りがあったとするものであります。

本申し出については、質疑もなく、全委員異議なく、承認すべきものと決しました。

次に、議第7号米沢市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてであります。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、一般会計については、課税標準額に対する消費税額と課税仕入れ等に係る消費税額は同額であるものとみなされ、納付すべき消費税額は発生しないが、行政財産の目的外使用では、仕入れ等に係る消費税額ははないのか。それなのになぜ消費税が転嫁されるのかとの質疑があり、当局から、行政財産の目的外使用に限れば、管理するための経費に伴って消費

税を支払うくらいだが、一般会計全体では支出が相当ふえるものと見込まれることから、収入についても適正に消費税を転嫁すべきと考えているとの答弁がありました。

そのほか、委員から、公共施設等の使用に係る使用料の額を改定することによって、使用料収入はどのくらいふえると見積もっているのかとの質疑があり、当局から、今年度当初予算を調製した際に財政課で試算したところ、予算ベースで300万円弱の増収を見込んでいるとの答弁がありました。

採決に当たっては、消費税は逆進性があり低所得者の負担が大きいこと、半年間で300万円弱程度であれば市で負担できると考えること、及び使用料等の額の改定により市民に負担を強いることになるため反対するとの意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号米沢市市税条例等の一部改正についてであります。本案は、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における住宅借入金等特別税額控除の期間の延長、軽自動車税のグリーン化特例の見直し及び環境性能割の臨時的軽減等の所要の改正を行うほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に関連し、委員から、市税の非課税や軽減等を条例に定めるに当たって、その割合等について国からの指導などはあるのかとの質疑があり、当局からは、直接国からの指導を受けるということはなく、地方税法の規定に従って非課税や軽減等を定めるものであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号米沢市手数料条例の一部改正についてであります。本案は、工業標準化法の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異

議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号米沢市市民バスの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、市民バスの使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、市街地循環路線の使用料は、利用者が使いやすいように切りのいい金額に設定しているのではないのか。なぜ料金の据え置きができないのかとの質疑があり、当局から、市街地循環路線の運行を始めた時点では、利用者に使いやすい料金として5%の消費税を含めて200円に設定したものであるが、消費税率の引き上げにより運行経費等が増加することや、国から各バス事業者に対して消費税の適正な転嫁を図るよう通知があり、民間バス路線も料金を引き上げるべく申請を行っていることから、市民バスの使用料を据え置くことはほかのバス路線とのバランスがとれなくなる懸念があるため、改定させていただきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、市民バスをより多くの人に利用してもらい維持していくために、利用者の利便性を考慮して、切りのいい金額に設定できないか民間事業者も交えながら検討すべきであるが、今回は消費税率及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため本案に賛成との意見。本案も消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見に分かれたため、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号米沢市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、市立学校の施設の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に関連し、委員から、消費税及び地方消費

税の税率引き上げにより本市への交付金はどのくらいふえるのか。また、仮に消費税を適正に転嫁しなかった場合、地方消費税交付金が減額されるのかとの質疑があり、当局から、地方消費税の割合は引き上げ前と比べて0.5%分上乘せされるほか、地方交付税についても、国税分の配分割合が若干ふえる。また、地方消費税は自治体ごとに客観的な基準で配分されることから、自治体が消費税を適正に転嫁しなかったことで地方消費税交付金の額が減額されることはないと考えている。しかし、全ての課税対象に対して消費税を適正に転嫁することが原則であることから、本市としてもそのようにしていきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、本案も消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号米沢市克雪プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、克雪プラザの使用に係る使用料の額を改定するとともに、施設の使用区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案に関連し、委員から、冷暖房の使用可能期間や料金の徴収についてどのようになっているのか。利用者の希望により使用できるように柔軟に対応することが市民サービスの向上につながると思うがどうかとの質疑があり、当局から、冷暖房を使用できる期間を設定しており、その期間中利用者は希望に応じて冷暖房を使用することができる。また、冷暖房料は使用料とともに徴収しているところであり、施設の指定管理者も利用者の要望に沿うように十分配慮して運用しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、使用料等については、現在は現金払いであることから10円未満切り捨ての端数処理を便宜上行っているが、今後キャッシュレ

ス化が進んだ場合に備えて、使用料等の税抜きの額をしっかりと把握し、条例に明記することが必要ではないかとの質疑があり、当局から、消費税率が5%から8%になる際に庁内で議論し、税抜きの額は内部としては把握している。条例における使用料等の額の記載については、大きく分けて税込みの額で表示しているものと、税抜きの額とそれに消費税が加算される旨を表示しているものの2通りあり、わかりやすさなどさまざまな理由があると思うが、全てを把握していない。その根拠を確認しつつ、今後適正な規定のあり方を検討していきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、本案も消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号米沢市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、中央公民館の使用に係る使用料の額を改定するとともに、施設の使用区分について、展示室を除き、午前、午後または夜間の区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案に対し、質疑はなかったものの、採決に当たっては、本案も消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号米沢市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、青年の家の使用に係る使用料の額を改定するとともに、施設の使用区分のうち午前、午後または夜間の区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案に対し、質疑はなかったものの、採決に当

たっては、本案も消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号米沢市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、コミュニティセンターの使用に係る使用料の額を改定するとともに、施設の使用区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案に対し、質疑はなかったものの、採決に当たっては、調理実習室に冷房設備のないコミュニティセンターがあるので早急に整備すべきである。そして、本案も消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号米沢市市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、市民文化会館の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に対し、質疑はなかったものの、採決に当たっては、本案も消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号米沢市博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、博物館の入館料及び会議室の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に対し、質疑はなかったものの、採決に当たっては、本案も消費税及び地方消費税の税率の

引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号米沢市座の文化伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、座の文化伝承館の使用に係る使用料の額を改定するとともに、施設の使用区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号米沢市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、市民ギャラリーの使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に関連し、委員から、1時間当たりの額を定めた体験学習室の使用料については、内部で定めた税抜きの額に引き上げ後の消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加えても端数処理の関係で改定されていないところだが、税抜きの額を条例に規定したとすれば、複数時間使用した場合の税込みの額は変わってくることもあるのではないかと。これについては条例の規定方法を変更することも考えていくべきでないかと質疑があり、当局から、指摘のとおりになる可能性はあると認識しているが、料金表は税込みの額にしたほうがわかりやすいということで、条例ではそのように規定していると推測される。今後全庁的に考え方を整理した上で、必要な場合は条例改正を検討していきたいとの答弁がありました。

採決に当たっては、本案も消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号米沢市都市公園条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、公園施設の占用または使用に係る使用料の額を改定するとともに、弓道場の専用使用について、午前、午後または夜間の区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案に対し、質疑はなかったものの、採決に当たっては、本案も消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号米沢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、体育施設の使用に係る使用料の額を改定するとともに、市営体育館、市営武道館、市営相撲場及び市営八幡原体育館の専用使用について、午前、午後または夜間の区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案に対し、質疑はなかったものの、採決に当たっては、本案も消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料の額を改定する内容であるため反対との意見がありましたので、起立採決を行ったところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号米沢市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴う費用弁償額の改定に準じ、選挙長等の報酬額を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書提出方請願であります

が、本請願は、平成29年7月に国連で採択された核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書を国会及び政府に提出していただきたいとするものであります。

本請願に対し、委員から、核保有国やそうした国と安全保障上密接な関係を有する国はこの条約を締結しておらず、そうした国に対してこの条約の効力は及ばないとのことだが、それならば実質的な核軍縮は進まないのではないかと考えるが、この条約の実効性についてどのように考えているのかとの質疑があり、参考人及び紹介議員から、地雷やクラスター弾のように非人道的な兵器であるとして禁止する動きが広がっていったのと同様に、核兵器についても禁止する機運を高めていくことができる。また、今まで核兵器不拡散条約の枠組みでは核軍縮がなかなか進まない現状において、多くの国がこの条約を締結することによって、核軍縮の機運をこれまで以上に高めていくことができると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、核兵器不拡散条約の形骸化が問題になっている現状において、日本がこの条約に署名するとどのような変化が生まれると捉えているのかとの質疑があり、参考人から、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止の先頭に立つという意思表示をするということであれば、たとえ核保有国であっても日本の立場や考えを尊重してくれると思う。その結果として、核兵器禁止の機運が高まっていくと考えているとの答弁がありました。

そのほか、委員から、日本は国連に25年連続で核兵器廃絶決議案を提出するとともに、核兵器不拡散条約の体制で核軍縮を進める立場である。日本がこの条約に署名することは何も矛盾はないと考えるが、署名しない理由について参考人はどのように考えているのかとの質疑があり、参考人から、日本はアメリカの「核の傘」に守られている一方、この条約は核兵器を法的に禁止するということになるため、署名できないのではないかと考

えているとの答弁がありました。

次に、委員から、日本としては、核保有国も参加する枠組みの中で核軍縮を進めることで実効性を担保するという考えにより署名しないという判断もあるのではないかと思うが、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止の態度を示すことが国際的に期待されている。この条約に署名することでどのような矛盾が生じるのか、ほかの委員の認識を伺いたいとの委員間討議の申し出があり、委員間討議が行われました。

これに対し、委員から、核兵器のない世界を目指すことに何も矛盾はないと思うが、北朝鮮などの脅威に対しては核保有国であるアメリカの安全保障の中にあるという現状であるとともに、核保有国をなくすことが目標であるならば、その国々が参加しなければ実効性がないのではないかと考えているとの発言がありました。

また、委員から、この条約に参画することのほかに、核軍縮のために日本はどのような役割を果たすべきであるか、ほかの委員の意見を伺いたいとの委員間討議の申し出がありましたが、これに対する発言はありませんでした。

採決に当たっては、現状として北朝鮮などの核の脅威がある以上、その脅威から日本を守ることを担保しながら核兵器のない世界を目指す必要がある。核軍縮は核保有国と非保有国がともに段階的に進めていく必要があるとともに、日本は唯一の戦争被爆国として核軍縮を訴えていくことを不断に続けるしかないと考えている。核兵器の禁止を最も求められている核保有国がこの条約に反対の態度をとっている状況では本当の実効性は保てないのではないかとこの疑問が残るため、本請願を不採択とすべきとの意見。日本の近隣でも核の恐怖が新たに生まれているが、それに対する有効な解決策を国際社会として持ち合わせていない状況にある。核兵器不拡散条約において核兵器の保有が認められている国があつて、その国と対立する国が核武装を考えているというのは仕方がない側

面もあるのではないかと思う。この条約の実効性に関しては確かに現時点では担保されていないかもしれないが、国際社会として明確に核兵器は禁止すべきものだとする条約をつくっていくことは未来のために必要なことであり、日本は唯一の戦争被爆国として核兵器の禁止をリードすべき立場にあるので署名することが望ましいと考え、本請願を採択すべきとの意見。核保有国と非保有国が同じテーブル上で協議できる体制の構築や双方の橋渡しをしていくのが日本の果たす役割であり、その日本がこの条約を締結することによってかえって双方の対立を生むのではないかと危惧している。その上、核保有国が参加しないこの条約は実効性を伴っていないと考え、本請願を不採択とすべきとの意見。核兵器は人道上許されないものであり、核兵器不拡散条約の体制では核軍縮がなかなか進まない状況にある中で、この条約が国連で採択されたことは大きな一歩である。唯一の戦争被爆国である日本はこの条約に率先して署名すべきであり、このことによって核保有国に対する国際的な核軍縮の働きかけにつながっていくと考え、本請願を採択すべきとの意見。現在の日本はアメリカと安全保障条約を結び、それによって日本の安全保障が保たれている。同盟国のアメリカがこの条約を締結していない以上、日本の安全保障を保つためには現時点ではこの条約を締結すべきではなく、本請願を不採択とすべきとの意見。本市は平和都市宣言を行い、核兵器の廃絶を強く求めている。また、この条約は日本の被爆者の方々の努力によって国連で採択されたものである。そして、核保有国と非保有国の間を取り持つことが日本の役割との考えもあるが、現状その役割を果たしていないと見ており、この条約を締結することで日本がその役割をきちんと果たし、核兵器不拡散条約運用検討会議における核軍縮の議論を前に進めていくべきである。核保有国に核兵器の廃絶を求めるには、核兵器を持たない、つぐらないなどといった立場で迫っていくのが最も実効性のあ

る方法であり、唯一の戦争被爆国日本はその先頭に立って国際社会でも核軍縮をリードすることが必要だと考え、本請願を採択すべきとの意見。この条約の実効性に関しては確かに疑問の部分も残るが、核兵器禁止の有効な手段が見出せない現状において、この条約を締結することで核兵器禁止の機運を高めていくことが大変重要なことだと思う。本請願を採択することにより、被爆地から遠く離れていてもこの米沢からその機運を高めていくことができると考え、本請願を採択すべきとの意見に分かれたため、起立採決を行ったところ、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案16件、請願1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○**鳥海隆太議長** ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第1号に対し、1番小久保広信議員から討論の通告がありますので、発言を許可します。1番小久保広信議員。

〔1番小久保広信議員登壇〕

○**1番（小久保広信議員）** おはようございます。

私は、請願第1号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書提出方請願に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連において国連加盟の3分の2に当たる122カ国の賛成により採択され、同年9月20日から署名が開始されました。

条約の採択に向けては、被爆者を筆頭に世界の市民社会が重要な役割を果たしました。この条約が国際規範となり、核軍縮が進展することが期待されています。

そして、この条約は、核兵器を非人道兵器としてその開発、保有、使用、あるいは使用の威嚇を含むあらゆる活動を例外なく禁止した国際条約で

す。条約の前文では、広島・長崎の被爆者や世界の核実験被害者がこうむった受け入れがたい苦しみと核兵器廃絶に向けたこれまでの努力が言及されています。さらに、条約は、現在、核兵器を保有している国がそれらを廃棄するための基本的な道筋を示すとともに、核兵器の被害者の権利を定めるものとなっています。

これまでの核軍縮・不拡散体制は、主に核大国が中心となって構築してきました。この核兵器禁止条約は、長年の被爆者、被爆地からの核兵器廃絶への思いとそれを受けた市民社会、非核保有国の努力が結実したものです。被爆者、被爆地の努力なしには条約はあり得ませんでした。そういった意味でも歴史的に重要な意味を持つ条約です。

核保有国や核の傘国がこの条約に背を向けている現状では、すぐに核兵器を廃絶することはできないと思いますが、それでも核兵器を国際法に違反すると位置づけた条約が制定されたことの意義は大きいものがあります。特に、核の威嚇までも条文に含まれたことで、核抑止が国際法違反との主張が大いに正当性を高めることになりました。

その結果、核抑止に依存する安全保障論が、国際社会での批判の対象となっていきます。その批判はそのまま核兵器国並びに核の傘に依存する国にとっての大きな圧力となります。現状では、核兵器国や核の傘国が条約に参加することは難しいと主張していますが、オブザーバー参加は可能です。条約以外でも核不拡散条約などの場でこれまで以上に核軍縮への取り組みを進めることが求められています。核兵器廃絶に向け、大きく前進したことは間違いありません。

一方で、この条約は核兵器国と非核兵器国との対立を一層深めるとの話や批准しないで保有国との橋渡しを行うべきとの話がありますが、この核兵器禁止条約が、NPTの限界を超え、核兵器なき世界の完成に向けた法的文書であることに疑いの余地はありません。

日本は、核兵器の悲惨さを知る唯一の戦争被爆

国です。核廃絶を国際社会に積極的に働きかけなければなりません。そのために、日本政府はこの核兵器禁止条約の早期署名と批准を行っていかねばならないことを強く訴えて、賛成討論いたします。

○**鳥海隆太議長** 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長報告中、異議のありました議第7号、議第10号から議第17号まで、議第19号から議第21号まで及び請願第1号の議案12件、請願1件を除く議第8号、議第9号、議第18号及び議第22号の議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「議第18号に異議がありますので、採決してください」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 異議がありますので、改めて採決をいたします。

異議のありました議第7号、議第10号から議第21号まで及び請願第1号の議案13件、請願1件を除く議第8号、議第9号及び議第22号の議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 御異議なしと認めます。よって、議第8号、議第9号及び議第22号の議案3件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第7号及び議第10号から議第21号までの議案13件、請願第1号の請願1件について、順次採決いたします。

初めに、議第7号について、起立により採決いたします。

議第7号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第7号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第7号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第10号について、起立により採決いたします。

議第10号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第10号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第10号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第11号について、起立により採決いたします。

議第11号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第11号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第11号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第12号について、起立により採決いたします。

議第12号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第12号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第12号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第13号について、起立により採決いたします。

議第13号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第13号を委員長報告のとおり決するに賛成の

議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第13号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第14号について、起立により採決いたします。

議第14号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第14号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第14号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第15号について、起立により採決いたします。

議第15号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第15号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第15号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第16号について、起立により採決いたします。

議第16号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第16号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第16号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第17号について、起立により採決いたします。

議第17号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第17号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第17号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第18号について、起立により採決いたします。

議第18号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第18号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第18号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第19号について、起立により採決いたします。

議第19号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第19号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第19号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第20号について、起立により採決いたします。

議第20号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第20号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第20号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第21号について、起立により採決いたします。

議第21号に対する委員長報告は、賛成多数で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第21号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第21号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、請願第1号について、起立により採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、賛成多数で採択であります。

お諮りいたします。

請願第1号を委員長報告のとおり採択することに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決まりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前10時59分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議第23号米沢市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について外3件

○鳥海隆太議長 次に、日程第18、議第23号米沢市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一

部改正についてから日程第21、議第26号米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてまでの議案4件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長22番島貫宏幸議員。

[民生常任委員長2番島貫宏幸議員登壇]

○22番(島貫宏幸議員) 御報告申し上げます。

去る6月10日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

当委員会は、議会日程に従い、20日の午前10時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長の出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、審査に先立ち、議第25号米沢市すこやかセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する市長からの議案の訂正の申し出について、当局から説明がありました。

訂正の内容は、別表すこやかセンター使用中、第2会議室及び第3会議室の使用料及び冷暖房料の記載に誤りがあったとするものであります。

本申し出については、質疑もなく、全委員異議なく、承認すべきものと決しました。

次に、議第23号米沢市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、駐車場の使用に係る使用料の額を改定するほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、定期券を消費税増税前に購入していた場合、増税後に増税分の使用料を支払う必要があるのかとの質疑があり、当局から、定期券を購入する時点の消費税率が適用されているため、増税後に増税前の使用料との差額を支払う必要はないとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号米沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者が保証人を任意で立てることができるようにするとともに、災害援護資金の利率及び償還方法を改めるほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、災害援護資金の貸し付けの際、保証人を立てない場合における市長が規則で定める利率はどの程度を考えているかとただされ、当局から、都道府県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度及び東日本大震災の特例法を参考として、利率を年1.5%にしたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、今回の改正から保証人を立てなくても災害援護資金の貸し付けを受けることができるようになるが、貸し付けを受けようとする方は、災害に遭われ、災害援護資金を受けられないと生活の立て直しができない状況にある。社会福祉制度として低所得者世帯や高齢者世帯のことを考慮するのであれば、もっと低い利率とするか、利息を取らないことも検討していただきたいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号米沢市すこやかセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、すこやかセンターの使用に係る使用料の額を改定するとともに、施設の使用区分のうち午前、午後または夜間の区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、現在はそれぞれの使用区分間の1時間が使用できなかったが、改正後はその間も使用できるようになるのかとの質疑があり、当局から、使用区分を時間単位に変更することで、今まで使用できなかった時間も貸し出し可

能となり、使用できることになるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号米沢市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、市立病院の診察等に係る使用料及び手数料の額を改定しようとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案4件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○**鳥海隆太議長** ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議第23号、議第25号及び議第26号に対し、8番高橋英夫議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。8番高橋英夫議員。

〔8番高橋英夫議員登壇〕

○**8番（高橋英夫議員）** 議第23号、議第25号、議第26号に対する反対討論を行います。

私は、さきの民生常任委員会での議第23号、議第25号、議第26号についての審議の際に、消費税増税に係る本市の各種使用料等の値上げを実施する条例案について、行政運営のスムーズな移行という観点から異議を唱えませんでした。

会議の後、このことについてのみずからの振り返りと昨今の情勢についての検討の中で、本来であれば、たとえ結論は同じであっても、立場を鮮明にし反対の意見を表明すべきであったと判断いたしました。

消費税の10月増税は、結論が出たわけではありません。増税中止を求める声は、消費者のみなら

ず、経済の専門家からも、経済界関連業界からもいまだに上がっている状況です。

平成元年からスタートした消費税は、3%からスタートし、その後、5%、8%と値上げを繰り返して、その都度日本経済は混迷してきました。この31年間の消費税累計額は397兆円に上りますが、この間の法人三税減収額は累計298兆円であり、言うなれば、大企業の利益のために私たち庶民が税金を支払い続けてきたと言っても過言ではありません。

また、逆進性という性格を持つ消費税は、所得の低い人ほど負担が増大する税制であり、私たちは、そもそも廃止すべき悪法であるとして一貫して消費税反対の運動をしてきました。

ついては、このたびの議第23号、議第25号、議第26号の条例案は、市民に負担増を押しつける消費税増税を前提とするものであり、市民の福祉の向上を務めとする地方自治体が安直にこれを受け入れるべきではないという立場から、これらの議案には反対いたします。

○**鳥海隆太議長** 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第23号、議第25号及び議第26号を除く議第24号の議案1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 御異議なしと認めます。よって、議第24号の議案1件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第23号、議第25号及び議第26号の議案3件について、順次採決いたします。

初めに、議第23号について、起立により採決いたします。

議第23号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第23号を委員長報告のとおり決するに賛成の

議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第23号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第25号について、起立により採決いたします。

議第25号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第25号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第25号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第26号について、起立により採決いたします。

議第26号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第26号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第26号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第22 議第27号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更について外17件

○**鳥海隆太議長** 次に、日程第22、議第27号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更についてから日程第39、議第44号市道路線の認定についてまでの議案18件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の

経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長21番小島一議員。

〔産業建設常任委員長 21番小島 一議員登壇〕

○21番（小島 一議員） 御報告申し上げます。

去る6月10日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、議案18件であります。

当委員会は、議会日程に従い、21日の午前9時から委員会室において、全委員出席のもと、関係部課長の出席を求め、開会いたしました。

また、市道路線として認定しようとする箇所について、審査に先立ち現地調査を行いました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、審査に先立ち、議第29号米沢市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する市長からの議案の訂正の申し出について、当局から説明がありました。

訂正の内容は、別表アクティー米沢使用料の備考に記載の誤りがあり、これを訂正しようとするものであります。

本申し出については、質疑もなく、全委員異議なく、承認すべきものと決しました。

次に、議第27号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（1号棟））事業契約の一部変更についてであります。本案は、平成27年3月定例会で契約の一部を変更する議決をしている特定事業米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業1号棟事業契約について、施設整備費の割賦支払いに係る金利の見直しに伴い、契約金額を8億6,379万6,019円から8億5,112万3,270円に1,267万2,749円減額し、契約を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、PFI方式について、市または業者にとってどれほど有益なものかと分析しているかとの質疑があり、当局から、市としては、コストの縮減、財政支出の平準化、地元の活性化の3点のメリットがあり、デメリットとしては、事業者選定までの手続が非常に複雑で時間を

要すること、金融や財政の専門的知識を要し組織体制をつくるのに困難を伴うことがある。民間事業者としては、安定的に事業収入が見込めるメリットはあるが、デメリットとしては、手続が煩雑であること、事業収益が少ないことなどがあるとの答弁がありました。

また、委員から、本市としてPFI方式を今後どのように活用していく考えかとただされ、当局から、全国的にはさまざまな公共施設にPFI方式が導入されており、建物の種類によっては、より民間の工夫の力を発揮しやすい例がある。本市としては、建設事業に際してその建物に対してのメリット、デメリット、市場に対してどうなのかといったところを十分検討したいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号米沢市新庁舎建設工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成30年9月定例会で議決し、現在施工している米沢市新庁舎建設工事について、地質調査結果に基づく液状化対策の地盤改良工事の追加及び当該地盤改良工事の追加による工程への影響を抑制するための工場製品の活用等に伴い、契約金額を43億4,592万円から46億6,173万円に3億1,581万円増額するとともに、工事の完成日を平成33年3月22日から令和3年4月10日に延長し、契約を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、このたびの増額によって全体事業費総額71億円も増額となるのかとの質疑があり、当局から、当初本契約の際に提案価格が上限価格を約10億円下回っており、このたびの増額分はここで吸収されることから、全体事業費には影響が出ないと見込んでいるとの答弁がありました。

また、委員から、大雪などの影響で事業費や工期に影響が出ることはないかとただされ、当局から、工場製品などを用いて年内に基礎工事を完了

させる予定であり、冬季の影響を織り込んで工程を考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今後大幅に事業費が増額となる想定はしているかただされ、当局から、今回対応する地盤の液状化への対策については、要求水準書において詳細な地質調査をもって判断するとしており、その調査結果を受けて地盤改良工事を実施するものである。今後実施する工事で、土工事においては不確定要素はあるが、基礎工事完了以降、工事費が大幅に増額となる可能性は低いとの答弁がありました。

また、委員から、地元業者に対し具体的にどのように還元されるのかとの質疑があり、当局から、市内企業への発注額を初め、資材購入費や工事関係者の居住費等について、地域経済への貢献を確認することにより、地元業者への還元につなげていきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号米沢市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、米沢市勤労者福祉センターの使用に係る使用料の額を改定しようとするほか、会議室等の使用について昼間または夜間の区分を廃止しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号米沢市置賜広域観光案内センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、米沢市置賜広域観光案内センターの使用に係る使用料の額を改定しようとするほか、施設の使用区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

次に、議第31号米沢市道の駅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、米沢市道の駅の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、バーベキュー用品等の一般の方への貸し出し状況について質疑があり、当局から、一般の方への貸し出しはほとんどない状況であり、バーベキューや芋煮会等の用品については、運営会社が主催するイベントで事業者等へ貸し出しされている状況であるとの答弁がありました。

また、委員から、個人の方が芋煮会などで使用する場合に使用料はかかるのかとただされ、当局から、使用料の徴収は、営利目的または宣伝目的のものに限っており、それ以外の使用は無料であるとの答弁がありました。

これに関して、委員から、そうした貸し出しについての情報をよりわかりやすくし、市外の利用者也利用しやすいよう早急に発信してほしいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号米沢市市営と畜場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、米沢市市営と畜場の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号米沢市市営食肉市場条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、米沢市市営食肉市場の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異

議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号米沢市放牧場設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、吾妻山ろく放牧場の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号米沢市青果物地方卸売市場条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、米沢市青果物地方卸売市場の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号米沢市林業センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、米沢市林業センターの使用に係る使用料の額を改定しようとするほか、施設の使用区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案については、とりわけ質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号米沢市木材工芸品等加工展示施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、笹野民芸館の使用に係る使用料の額を改定しようとするほか、施設の使用区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号米沢市採草地の設置及び管理に

関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、米沢市採草地の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号米沢市森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、米沢市森林体験交流センターの使用に係る使用料の額を改定しようとするほか、多目的室の使用について期間の区分及び午前または午後の区分を廃止し、使用区分を時間単位に変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、この施設は財政健全化計画の中でその存続の可否が検討されることとなっていたが、その後の検討状況はどうかとの質疑があり、当局から、平成29年度から令和元年度までの間、市と指定管理者で利用率の向上に向けて努力を重ねているが、3年間の利用状況とその検証や施設の老朽化の状況を踏まえて、今年度施設の存続や廃止について具体的に検討していくとの答弁がありました。

また、委員から、これから天元台及び白布温泉を本市の観光面でアピールしていく上で、この施設は存続してほしいとの要望がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号米沢市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、米沢市道路占用料の額を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号米沢市水道給水条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方

消費税の税率の引き上げ等に伴い水道事業の給水についての料金等の額を改定するとともに、指定給水装置工事事業者の指定の更新の事務に係る手数料を新たに定めるほか、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案に対し、委員から、水道事業の消費税課税の状況について質疑があり、当局から、水道料金、加入金のほか、設計管理手数料、各種証明手数料などは課税対象であり、納税事業者として適正に計算した上で納税しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号米沢市公共下水道条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、公共下水道の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号米沢市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてであります。本案は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、農業集落排水処理施設の使用に係る使用料の額を改定しようとするものであります。

本案については、質疑や意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号市道路線の認定についてであります。本案は、一般申請に伴い1路線を新規認定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、起点側、終点側の市道への取りつけに当たって配慮したことはあるかとの質疑があり、当局から、取りつけ箇所の横断部はボックスカルバートに変更して段差のないように配慮したほか、隅切りの設置、ゼブラ線等で既存の市道との優先順位を示すなど安全確保の指導に努めたとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案18件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○**鳥海隆太議長** ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第27号から議第44号までの議案18件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あります。議第29号から議第43号まで異議がありますので、改めて採決してください」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 異議がありますので、改めて採決をいたします。

異議のありました議第29号から議第43号までの議案15件を除く議第27号、議第28号及び議第44号の議案3件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 御異議なしと認めます。よって、議第27号、議第28号及び議第44号の議案3件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました議第29号から議第43号までの議案15件について、順次採決いたします。

初めに、議第29号について、起立により採決いたします。

議第29号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第29号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議

第29号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第30号について、起立により採決いたします。

議第30号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第30号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第30号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第31号について、起立により採決いたします。

議第31号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第31号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第31号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第32号について、起立により採決いたします。

議第32号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第32号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第32号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第33号について、起立により採決いたします。

議第33号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第33号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第33号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第34号について、起立により採決いたします。

議第34号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第34号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第34号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第35号について、起立により採決いたします。

議第35号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第35号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第35号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第36号について、起立により採決いたします。

議第36号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第36号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○**鳥海隆太議長** 起立多数であります。よって、議第36号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第37号について、起立により採決いたします。

議第37号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第37号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第37号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第38号について、起立により採決いたします。

議第38号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第38号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第38号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第39号について、起立により採決いたします。

議第39号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第39号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第39号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第40号について、起立により採決いたします。

議第40号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第40号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第40号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第41号について、起立により採決いたします。

議第41号に対する委員長報告は、全会一致で原

案可決であります。

お諮りいたします。

議第41号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第41号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第42号について、起立により採決いたします。

議第42号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第42号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第42号は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第43号について、起立により採決いたします。

議第43号に対する委員長報告は、全会一致で原案可決であります。

お諮りいたします。

議第43号を委員長報告のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、議第43号は委員長報告のとおり決まりました。

.....

**日程第40 議第45号令和元年度米沢市
一般会計補正予算（第2号）
外1件**

○鳥海隆太議長 次に、日程第40、議第45号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第2号）及び日程第41、議第46号令和元年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の議案2件は、議

事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長 6 番佐藤弘司議員。

〔予算特別委員長 6 番佐藤弘司議員登壇〕

○6 番（佐藤弘司議員） 御報告申し上げます。

去る 6 月 10 日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は、議案 2 件であります。

当委員会は、議会日程に従い、24 日午前 10 時から委員会室において、全委員出席のもと、当局から市長を初め教育長及び関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑、要望等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第 45 号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第 2 号）の歳出については、補正予算の提案があった款項のほか、事前に質問通告のあった款項についても質疑が行われました。

第 2 款総務費では、ポポロ跡地について今後どうなるのか、わかる範囲で教えてほしい。中心市街地活性化には行政と地元との連携が大切であると思うが、現在、本市は地元との連携がとれる状況にあるのかとして質疑がありました。

また、平和都市宣言の看板を含む 3 面広告塔が撤去され再設置しないということだが、平和都市宣言の看板を設置した意義がわかっていないと思う。議会が全会一致で議決した平和都市宣言について、撤去するのであれば相談すべきだったのではないかと。議会に相談なく物事を決めるのはおかしい。今後、設置費用の見積もりをとり、それをもとに検討した説明がないと納得できない。再度検討してほしいがどうかとして質疑、要望がありました。

さらに、平和都市宣言の看板撤去後の対応について、市として、交通安全都市宣言、福祉都市宣言、暴力のない明るい都市宣言、ゆとり創造都市宣言、環境保全都市宣言など、さまざまな都市宣言をしているが、広告塔を設置する場合、なぜ 1 つのものを掲げるのかなど整合性を図って設置していただきたいとして質疑、要望がありました。

第 3 款民生費では、子ども食堂等の子供の居場所づくりについて、県において新たな助成制度が整備され、必要性についても認識されている。本市としての立ち位置、また、どのような取り組みをしているのか。県の社会福祉協議会のホームページには、子供の居場所づくりについて掲載されているが、本市にかかわる情報がない状況なので、今後、市民に情報が行き渡るようにしてほしいとして質疑、要望がありました。

第 8 款土木費では、シックハウス症候群の対策に関し、市庁舎、病院、学校などに地元産木材を積極的に使用することが望まれる中、公共施設に木材を使用する場合、市としてその基準を設けているのか。また、維持管理面での基準はあるのか。公共施設におけるシックハウス症候群の対策についてのルールづくりも必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

第 9 款消防費では、本市が経験した災害を振り返り、防災に関する意識の醸成が肝心である。昨年は、羽越水害から 50 周年で広報でも特集を組み、水害対策への意識が高まったと思う。市民がどのような暮らしをしていて大火に遭い、産業を含めてさまざまな影響を受け、再出発したという歴史を知る上でも、ことしは大正 8 年の大火から 100 周年にも当たるので、何か取り組みが必要と考えるがどうかとして質疑がありました。

第 10 款教育費では、当初予算に計上している小中学校空調設備事業について、現在の進捗状況はどうかとして質疑がありました。

また、ことしから関小学校、関根小学校の統合に向けた協議が進められているが、状況はどうか

っているのか。また、関根小学校の跡地利用についてはどのように考えているのか。今後、同じようなケースも考えられることから、市としてどのように進めていくのか方針を決めていく必要があると思うがどうかとして質疑がありました。

さらに、昨年、北部小学校の給食室から灯油漏れの事故が発生した。以前の改修計画に合わせ給食室も改築していれば、事故は起きなかったと思う。今後、北部小学校の給食室の整備はどう考えているのか。すぐに対応するのは難しいと思うが、今年度予定の工事について現場を確認し、内容を見直してほしいがどうかとして質疑、要望がありました。

また、中学校の統合から約3カ月が経過したが、旧南原中学校の生徒の学校生活や部活動での様子はどうか。また、スクールバス通学に支障は起きていないか。今回は中学校統合の最初の事例であり、諸課題等をしっかりと拾い上げて今後に生かしていくことが、教育委員会として今後の方針においても重要な資料となる。業務的な感覚だけでなく、生徒目線で小中学校の統合に生かしていただきたいとして質疑、要望がありました。

さらに、皆川球場の室内の破損について、放送室及び選手更衣室の天井部など依然として修繕されていない。現地を確認したと思うが、その修繕についてどのように考えているのかとして質疑がありました。

以上が、議第45号令和元年度米沢市一般会計補正予算（第2号）に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものでありますが、議第45号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第46号令和元年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計では、国民健康保険事業費納付金が大きく引き上がった原

因は何か。また、本年2月の民生常任委員会協議会において、国保財政の3年後までの見通しについて示されたが、今後の財政見通しはどうかとして質疑がありました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○**鳥海隆太議長** ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第45号及び議第46号の議案2件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**鳥海隆太議長** 御異議なしと認めます。よって、議第45号及び議第46号の議案2件は、委員長報告のとおり決まりました。

.....

日程第42 発議第2号核兵器禁止条約の 日本政府の署名と批准を求め る意見書の提出について

○**鳥海隆太議長** 次に、日程第42、発議第2号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者3番我妻徳雄議員。

〔3番我妻徳雄議員登壇〕

○**3番（我妻徳雄議員）** ただいま上程になりました発議第2号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についてであります。本案は、平成29年7月に国連で採択された

核兵器禁止条約に署名し批准するよう、国会及び政府に対し意見書を提出しようとするものです。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

[別紙 発議第2号朗読]

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○鳥海隆太議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鳥海隆太議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○鳥海隆太議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第43 発議第3号寡婦控除を未婚の
母子世帯まで拡大することを
求める意見書の提出について

○鳥海隆太議長 次に、日程第43、発議第3号寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者7番高橋壽議員。

[7番高橋 壽議員登壇]

○7番(高橋 壽議員) ただいま上程になりました発議第3号寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大することを求める意見書の提出についてであります。本日は、寡婦控除を未婚の母子世帯まで拡大する法律改正を早期に実現するよう、国会及び政府に対し意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

[別紙 発議第3号朗読]

○鳥海隆太議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鳥海隆太議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鳥海隆太議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、発議第3号に対し、15番齋藤千恵子議員から討論の通告がありますので、発言を許可します。

15番齋藤千恵子議員。

[15番齋藤千恵子議員登壇]

○15番(齋藤千恵子議員) 私は、この意見書に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

現在、国は、2018年与党税制改正大綱において「子どもの貧困に対応するため、婚姻によらない

で子どもを持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、2019年税制改正において検討し、結論を得る」と明記している状況です。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、子供の貧困対策に取り組むことは、極めて重要であると私も認識しています。

今般、消費税10%に対する対応として、国は緊急措置として児童扶養手当の受給者のうち未婚のひとり親に対して1万7,500円の給付を提案しているところです。私は、寡婦控除のみならず、本当に実効性のある減税、子供たちへの最良の支援のあり方などを検討することが大事であると考えます。

こうした状況を考えますと、現在は国の検討を静観する段階ではないかと考え、この意見書に反対とさせていただきます。

○鳥海隆太議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 異議がありますので、改めて起立により採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○鳥海隆太議長 起立多数であります。よって、発議第3号は原案のとおり決まりました。

日程第44 議員派遣の件について

○鳥海隆太議長 次に、日程第44、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第167条第1項の規定により、配付しておりますとおり決定いたしますので、御了承願います。

市長挨拶

○鳥海隆太議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 市議会6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月10日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。19日間にわたる会期中、人事案件、各施設の使用料等の額の改定など数多くの案件について、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、今後の市政執行に十分反映していきたいと考えております。

さて、新庁舎建設工事につきましては、来る7月11日に安全祈願祭が行われ、令和3年4月完成に向けて本格着工となるほか、新市立病院建設につきましては、三友堂病院との共同による基本設計業務を早ければ来月中旬に発注したいと考えているところです。これらの事業が予定どおりに進捗するよう万全を期してまいりますので、今後とも、市民の皆様を初め議員各位の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

結びに、議員各位の御健勝を心からお祈り申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

閉 会

○鳥海隆太議長 これをもちまして令和元年6月定例会を閉会いたします。

午後 0時08分 閉 会